

## 政務活動費ガイドラインの記載修正（案）

### 【タクシー代】

現行（ガイドライン 20 頁）

目的地内を移動するために必要やむを得ない場合に利用するタクシー代

#### 修正案

利用例を追記する。

< タクシーの利用例 >

- ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合

### 【携帯電話等使用料】

現行（ガイドライン 24 頁）

使用実態に応じて按分して支出します。使用実態を明らかにすることが難しい場合は、施行規程第 7 条ただし書により按分して計上します。

#### 修正案

通話明細等により政務活動に使用した部分を計上します。政務活動に使用した部分が明らかでない場合は、明らかに私的な使用と見なせる部分を除き 2 分の 1（明らかに 2 分の 1 に満たない場合は 4 分の 1）に按分して計上します。

なお、携帯電話の購入代金は備品として計上することができます（14 頁参照）